

日高町住宅リフォーム補助金交付制度のお知らせ

本補助制度について、次のとおり改正し平成31年度から平成33年度まで実施します。
リフォームをお考えの方は、ぜひ下記お問い合わせ先までご相談ください。

1) 補助の対象工事及び補助金額等

工事区分	補助対象の要件・工事内容など	補助金額
(1) 耐震改修	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ・併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の住宅 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があるとされた住宅	補助対象経費の10分の3以内とし、 70万円を限度 とする。
(2) 省エネ改修	・窓、床、屋根又は天井、壁の断熱改修。 ・省エネ基準(平成11年基準)以上の省エネ性能となるもの。	補助対象経費の10分の3以内とし、 40万円を限度 とする。
(3) バリアフリー改修	・室内通路の拡張、階段勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取り付け、段差の解消、出入り口の戸の改良	補助対象経費の10分の3以内とし、 40万円を限度 とする。
(4) 住宅修繕	・基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事 ・外壁、屋根等の改修工事及び塗装工事 ・防火設備・換気設備・避難設備等の設備工事 ・間取りの変更及び開口部の新設等の改修工事 ・台所・浴室又は便所の改修工事 ・建具の取り替え等の工事 ・断熱・気密又は遮音工事 ・各種設備配管の新設及び劣化改修工事 ・その他住宅の機能や性能を維持・向上するための工事	補助対象経費の10分の3以内とし、 15万円を限度 とする。
その他	他の制度による助成額は、補助対象経費から除かれます。 工事区分(1)～(4)各50万円以上の補助対象経費を対象とする。 補助金申請前に工事着手している住宅や新築工事(建て替えを含む)は、補助の対象としません。 補助金の交付は、同一人、同一住宅につき(1)(2)(3)(4)それぞれ1回限りです。 工事区分(2)～(4)の補助金の合計金額は40万円を限度とします。 ※一度補助を受けた方でも、対象となる場合がありますので詳細は下記までお問い合わせください。	

2) 補助金の交付対象となる方

- 日高町の住民基本台帳に登録されている方。
- 住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住している方又は居住する方。
- 住宅の所有者及び同一世帯の全員に町税等の未納がないこと。

3) 補助金の対象となるリフォーム工事

- 日高町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で建設業の許可を受けた建設業者又は軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とするものが行った住宅リフォーム工事が補助対象となります。

4) 申請受付期間

- 平成31年度の受付は、平成31年4月1日から随時行います。
(平成32年2月末日までに工事を完了出来るものが対象となります。)

5) 申請時に必要な書類

※詳細は、日高町HP (www.town.hidaka.hokkaido.jp/soshiki/kanzai/kanzai-reform.html)
又は「住宅リフォーム補助金交付制度のパフレット」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅グループ 電話 01456-2-6187 (門別地区)
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ 電話 01457-6-2084 (日高地区)

■昨年度からの主な変更点■

- 省エネ改修工事の補助限度額が40万円になりました。
- バリアフリー改修工事の補助限度額が40万円になりました。
- 住宅修繕工事の補助限度額が15万円になりました。
- 耐震改修を除く各工事区分の合計の補助限度額が40万円になりました。

■よくあるお問い合わせ■

- Q 1** 平成30年度に「バリアフリー改修工事」を行い、補助金の交付を受けました。新たに「バリアフリー改修工事」の申請はできますか。
- A 1 申請できません。
同一住宅及び同一人につき、補助対象工事でそれぞれ1回限りの申請となります。
平成28年度～平成30年度までの補助金の交付は回数に含まれます。
- Q 2** 平成31年度に「バリアフリー改修」の補助を受け、平成32年度に「住宅修繕」の補助を受けることはできますか。
- A 2 できます。
同一住宅及び同一人につき「耐震改修」「省エネ改修」「バリアフリー改修」「住宅修繕」の各工事でそれぞれ1回の申請が可能です。ただし、補助限度額以内までとなります。
- Q 3** リフォームする住宅の名義が亡くなった夫の名義のままですが、申請は可能ですか。
- A 3 できません。
交付対象者は、リフォームを行う住宅の所有者である必要があります。
名義変更手続きを行ってから申請してください。
- Q 4** 補助金の申請期限はありますか。
- A 4 申請期限はありませんが、翌年2月末日までに工事を完了する必要があります。
なお、予算の範囲内での補助となりますので、年度末に工事を予定されている方は、12月初旬までにお問い合わせ先までご一報ください。

■補助金額の計算例■

計算式) 補助金額 = 補助対象経費 × 補助率 < 補助限度額 ※千円未満は切り捨てとなります。

例1)

補助対象経費134万円の浴室改修工事(バリアフリー)を行う場合・・・

$$1,340,000円 \times 3/10 = 402,000円 > 400,000円$$

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{算出金額} \quad \text{補助限度額}$$



$$\text{補助金額} = 400,000円$$

例2)

補助対象経費90万円の床改修工事(バリアフリー)と補助対象経費60万円の外壁改修工事(住宅修繕)を併用して行う場合・・・

$$900,000円 \times 3/10 = 270,000円 < 400,000円 \rightarrow 270,000円$$

$$600,000円 \times 3/10 = 180,000円 > 150,000円 \rightarrow 150,000円$$

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{算出金額} \quad \text{補助限度額}$$

$$\left. \begin{array}{l} 420,000円 > 400,000円 \\ \text{合計金額} > \text{補助限度額} \end{array} \right\}$$

$$\text{補助金額} = 400,000円$$

例3)

補助対象経費100万円の浴室改修工事(バリアフリー)と補助対象経費40万円の内装改修工事(住宅修繕)を併用して行う場合・・・

$$1,000,000円 \times 3/10 = 300,000円 < 400,000円$$

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{算出金額} \quad \text{補助限度額}$$



$$\text{補助金額} = 300,000円$$

※住宅修繕は、補助対象経費が50万円未満のため補助対象外になります。